

制度経済学における「当事者」の意図と行為 実証研究への含意を中心に*

徳丸 宜穂[†]

1 問題の所在

本稿の目的は、制度経済学の実証研究、とりわけ比較制度論が抱える基本的問題点の一つを検討し、この問題認識が惹起する制度経済学の実証研究における課題を明らかにすることである。高度に抽象的な次元で問題を扱う理論研究者ならまだしも、実在の対象から問題を発見する実証研究者にとって、「制度は重要である」という言明は自明である。例えば、企業・産業・労働に関する実証研究において、長年蓄積されてきた事例研究・歴史研究はほぼ「制度に関する研究」であったと言っても過言ではない。したがって問題は、「制度は重要か否か」ではなく、「いかなる意味で制度は重要なのか」ということである。筆者はこの種の、制度に関する理論的・根本的な問題の研究に従事しているわけではないが、かかる問題を検討しておくことは、実証研究を方向付ける上でも不可欠だと考える。そこで本稿では、重要な実証研究分野の一つである比較制度論に対象を限定した上で検討を行う。

第2節ではまず、「制度によって成果を説明する」という構図を、制度経済学における比較制度論が、明示的にであれ暗黙裏にであれしばしば共有していることを明らかにする。その上で、この構図は問題含みであるということを主張する。これを踏まえて第3節での主張は、敢えて単純化して述べるならば、制度論の実証研究の焦点を、「制度」そのものから制度下での「当事者行為」へとシフトすべきだということである。これは、制度論の「当事者」論的転回と呼ぶ方向性である。また、このシフトによって派生してくる具体的な研究課題についても論じる。

2 <制度→成果>という基本構図とその問題点

本稿では制度を、「共有化された規範・規則・思考習慣」として定義しておく。このような、法や機関、組織のようなフォーマルな制度から、慣習のようなインフォーマルな制度までを包括する定義を与えておけば、本稿の目的にとって十分であると思われる。本稿はこれ以上、制度の定義の問題に立ち入らない¹。制度論を純粋に理論的な次元で検討する代わりに、本節では、制度経済学の実証研究、とりわけ比較制度論で前提されている基本構図を抽出し、その問題を検討することに焦点を絞る。なぜならば、実証研究に対して、対象の解明に有益な仮説を

* 本稿の元となった内容は、「進化経済学サマースクール（兼：京都大学大学院経済学研究科 21 世紀 COE サマースクール）」（2006 年 9 月 29 日・京大会館）で報告・討論された。報告の機会を下さった依田高典先生（京都大学経済学部）、および有益な議論を提供して下さった参加者各位に深く感謝する。もちろん、すべての誤りは筆者の責任である。

[†] 名古屋商科大学経営情報学部講師。E-mail:norio-t@mbox.kyoto-inet.or.jp

¹ 現代経済学者による制度の定義にも微妙な違いが存在することは、例えば青木 [3] による検討を参照。また、ヴェブレンのようないわゆる「旧制度学派」の経済学者は、より包括的な制度概念を持っていた。旧制度学派の経済学が有する固有の意義については、例えば磯谷 [6] [7] を参照。

生み出せるか否かが、当該理論の一つの試金石だと考えられるからである。反面、たとえ当該理論がいかにも優れた構築を有していたとしても、具体的な対象をよく照明しえないのであれば、少なくとも実証研究を導く上では優れた理論だとは言えないだろう。

2.1 比較制度論における基本構図：＜制度→成果＞

比較制度論²といっても様々なタイプの研究があるが、おおよそ次のような課題を共有していると言えるだろう。

第1に、各国の経済制度の多様性に関する解明である。各国の経済制度は自由市場経済型のシステムに収斂するだろう（あるいはすべきだ）という主張にもかかわらず、現実には各国経済は依然として制度的多様性を維持している。そうした多様性はなぜ持続するのかというのが、この種の研究で解明されるべき問題である。多くの研究は、(1)各国の経済制度は異なる優位性を発揮するので、一元的に優劣を付けられないということ、および、(2)制度間に「制度的補完性」がある場合、個々の制度変更を難しくするような頑健性が生み出されると言う理屈づけから、多様性が持続するという事実を説明している³。

第2に、各国の経済成果（パフォーマンス）の説明である。各国の経済成果を規定する重要な要因は、生産性や技術革新などであるが、こうした成果の国別相違を、各国の経済制度の違いから説明できるはずだというのが、比較制度論の研究での作業仮説である。実際例えば、労働市場および資本市場における制度化の違いから、技術革新成果の国別相違が説明できると考えられている。青木 [1] は、日本の経済制度の下では、漸進的（incremental）なイノベーションが促進され、米国ではラディカルなイノベーションが促進されると論じたが、Hall and Soskice [32] は、技術革新成果に関するこの対比を、日本、ドイツのような調整型市場経済（coordinated market economy:CME）諸国と、米国、英国のような自由市場経済（liberal market economy:LME）諸国という制度類型間の対比として一般化して論じ、制度が異なると得意な技術革新パターンも異なるという意味で、「制度的比較優位」（institutional comparative advantage）を持つと論じた⁴。

ここで強調されるべきことは、後者の解明が前者の課題にとっての前提条件となっているという事実である。前者のうちでも、(1)の理屈にとって、各国の制度が生み出す成果に関する知識が必須なのは見やすい。しかし、(2)で主題となる「制度的補完性」はそもそも、制度がどの

² 本稿では、比較制度分析（e.g., 青木 [3]）、「資本主義の多様性（VoC:Varieties of Capitalism）」の政治経済学的研究（e.g., Hall and Soskice [32]）、ナショナル・イノベーションシステム研究（e.g., Nelson [36]）、およびレギュレーション学派（e.g., Amable [24], Boyer [25]）といった研究グループすべてを念頭に置いている。各グループは、確かに制度の概念化や理論構築において相違があるものの、私見では、実証研究に対するアプローチの相違は極めて小さいと思われる。その意味で、こうした研究グループを「比較制度論」と一括して総称することは正当化されよう。

³ 制度的補完性に関するフォーマルな分析は青木 [3] を、また類似する概念との関連を明確にしたものとして Boyer [26] を参照。

⁴ 技術革新成果に関する同様の対比は、枚挙にいとまがない。例えば、比較制度論によって技術革新成果を説明する分析枠組に関しては Coriat and Weinstein [30] および Whitley [41] を、またハイテク産業全般について論じた Casper and Soskice [28] および Casper and Whitley [29]、医薬品産業に関する Casper and Matraves [27]、日米半導体産業に関する West [40] などを参照。しかし、後の議論に関係することであるが、CME 諸国と LME 諸国の企業行動が常に対照をなしているとはいえず、各企業の戦略的な自由度を軽視すべきではない。例えば、半導体産業の企業間関係について論じた Tokumaru [39] を参照。

ような成果を生み出すのかという知識がなければ定義できない概念である⁵ことに注意が払われるべきである。言い換えれば、いかなる制度がどのような成果をもたらすかを研究者が知らない限り、少なくとも注(5)の定義の形で、厳密な制度的補完性は定義できない。それゆえ、前者の(1)(2)のいずれにとっても、後者の解明が必要だと言える。

以上の簡単な検討から、多くの比較制度論が共有する基本構図のうち、最重要のものひとつが、「ある制度がある成果を生み出す」という、〈制度→成果〉の構図であることが判明した。より丁寧に言えば、「研究者が、ある制度が生み出す成果について知っている」ことが、多くの比較制度論の前提条件であるということになる。

2.2 基本構図の問題

本稿の主張のひとつは、この〈制度→成果〉の基本構図は問題含みだということである。ある制度は当事者の行為連関を完全に規定することは出来ないので、確定的な成果が常に生み出されるとは限らない。その意味で、上述の基本構図は成果の不確実性を軽視しているのではないかというのが、ここでの主張の眼目である。

まず、自明ではあるが確認すべきことは、経済成果は諸当事者の行為連関の結果だということである。したがって、基本構図について考察するに当たっては、〈制度→当事者行為連関→成果〉というように、諸当事者の行為連関という媒介項についても明示的に考察に含める必要がある。

ここで検討すべき問題は、諸当事者の行為連関を考慮した場合にもなお、制度が一意的な「成果」を生み出すように機能するという、基本構図の認識が果たして正当かどうかということである。この問題を検討する手がかりを得るために、2つの事例を簡単に考察することにする。

1. 日米技術者の労働慣行

通説的な理解によれば、技術者の企業内配置転換（ローテーション）は日本企業の方が米国企業よりも盛んであり、それにより日本企業では企業内部の技術移転が促進されるという（伊藤 [4]）。逆に、技術者外部労働市場が確立した米国では、技術者は企業内でもスペシャリストとして処遇されると考えられている。しかし、日本生産性本部によって1988-89年に行われた技術者の国際比較調査によれば、実は米国企業の方が、技術者が企業内で経験してきたキャリアの多様度は大きい。逆に日本企業における技術者のキャリア展開は、研究部門→開発部門や、開発部門→生産部門のように、一方向的で狭い経路であることが多いという。また、米国企業では研究開発の早期の段階から、多くの部門から人員を集めてプロジェクトチームを編成し、技術移転を含む情報交流を促進するように試みられている（日本生産性本部 [17] 第2章および第4章）。その反面、企業内技術移転に強みを持つとされてきた日本企業でも、事業部と研究

⁵ 制度的補完性は通常、次のように定義される。経済における領域 X, Y があり（例えば労働市場、資本市場）、各領域でなされる制度化の組み合わせによって経済成果 $P(X, Y)$ が生み出されるものとする。次が成り立つとき、制度 L_i と K_i は制度的補完性を有するという。

$$P(L_i, K_i) > P(L_i, K_j) \text{ かつ } P(L_i, K_i) > P(L_j, K_i)。ただし i, j \neq 1。$$

多くの論者はこの定義を採用しているが、ボワイエは、この定義は「超モジュール性」(supermodularity)の定義だと考え、これよりも制約が緩い制度的補完性の定義を提示している。Boyer [26] を参照。

所のコミュニケーションに問題があるとされる（デイ・マルティノ [22]）。つまり、技術者外部労働市場が確立しているか否かという、企業外部の制度的特徴から、企業による技術者人事管理の特徴を決定づけることは出来ない。言い換えれば、企業外部の制度のあり方に制約されながらも、各企業は独自の技術者人事管理戦略を持ちうるので、このケースでは<制度→当事者行為>の規定関係は大きく不確定性を含むとすることを意味している。

2. 雇用慣行の歴史的展開

日本企業の男子正社員に関する雇用慣行とされる長期雇用や年功制は、いわゆる企業特殊的技能⁶の形成に適合的な制度であると考えられてきた（青木・奥野 [2] 第5章）。さらに一般的に、雇用保障の度合によって労働者による技能形成の内容が違ってくるため、企業の製品戦略などにも相違がもたらされるとされる（Hall and Soskice [32]）。

しかし、長期雇用にせよ年功制にせよ、「企業特殊的技能の形成」という<効果>を内在的に持っているとは考えにくい。第1に、両者とも当初は、「企業特殊的技能の形成」という企業側の要請とは関係なく、戦後の敵対的労使関係における妥協策として生まれたという起源を持っている（野村 [19]）。その意味で、これら制度の生成を、制度が生み出す成果によって機能主義的に説明することは事実と反する。その上で第2に、より強調すべきは、現実に労働者から労働努力を抽出するために、戦後日本企業は多大な労力を払わねばならなかったという事実である。

例えば、職務給の導入の試みとその最終的放棄、またその後の職能給・職能資格制度（＝いわゆる「能力主義管理」）の定着に至るまで、労働生産性向上を追求する経営側の試行錯誤、および、それを受けての労働側の模索は決して些細なものではなかったのである（石田 [5]、岩田 [8]）。もし仮に、企業特殊技能形成努力を含む労働努力を、現実に労働者から抽出する上で、長期雇用・年功制で十分であったならば、戦後日本企業の試行錯誤は不要だったはずだし、むしろ経営側は、一貫して年功的要素を削減しようと努めてきたというのが事実であった（熊沢 [11]）。

その意味で、「長期雇用・年功制→企業特殊的技能形成」という<制度→成果>の構図は、比較制度論が前提するほど自明ではないと思われる。

以上の事例は、諸当事者の行為連鎖に関係なく制度が一意的な「成果」を生み出すように機能するという基本構図には、疑わしい場合があるということを示唆している。上の第1の事例が示すように、研究者が予期しない行為連鎖を、諸当事者が生み出すことは十分にありうる。そうすると、同一制度が全く別の「成果」を生み出す可能性がある。また第2のケースが示すように、ある制度（長期雇用・年功制）の成果（企業特殊的技能形成）と目される事態が、実は見せかけの関係に過ぎないということも十分にありうる。事実、例えば日本企業における生産現場の効率性は、直接的には、当事者が定着させた別個の制度（能力主義管理）の定着とその

⁶ただしこれは、企業特殊的技能が現実に存在すると仮定した上での議論である。企業特殊的技能の存在を疑問視する調査研究もあることに留意すべきであろう。例えば尾高 [10] による説得的な実証分析を参照。

下での行為連鎖（＝運用）の成果として説明する方が適切だろう。

以上の検討より、一般に、ある制度下での当事者の意思・行為連鎖に基づく確実なロジックが定立できない限り、当事者行為を考慮しない＜制度A→成果X＞という図式は不確定であると言わざるを得ない。換言すれば、＜制度A→成果X＞という当事者行為抜きを図式を確定できるのは、ある制度下での諸当事者の意思・行為連鎖が確定できる場合にに限られるということである。それには、(1)具体的なルールの場合のように、制度がある特定化された当事者行為を指示している場合か、(2)ある特定の行為以外を排除するような選択圧（selection pressure）が作用している場合が該当するだろうが、(2)のような選択メカニズムは具体的に想定しにくいので、事実上、(1)のような場合に限られるであろう⁷。

3 実証研究の課題：焦点を「制度それ自体」から「(制度下での) 当事者行為」へ

以上の検討により、当事者行為の考察が重要な場合が確かに存在することは分かった。しかし他方でなお、制度は当事者の行為を指令したり、当事者に誘因を与えるものなのだから、＜制度→当事者行為連鎖＞のパターンが確定できないケースは単なる「例外」ではないかという疑問がありうる。それゆえ、当事者行為の考察は軽視できる課題であるとする見解があり得よう。そこで本節では、なぜ制度論において当事者行為の考察を重視すべきかという問題を検討する。最後に、当事者行為の考察を重視する制度論の研究課題を例示する。

3.1 制度論で当事者行為はなぜ重要か？

ここで主張したいことは、＜制度→当事者行為連鎖＞のパターンが確定できない事態は、例外とは言えないがゆえに、制度論において当事者行為が重要だということである。このことを示すために、まず制度を「規則」と「それ以外」に分けて考えよう。前者には、法のような明文文化された規則に加え、慣行のような明文化されない規則も含む。また後者には例えば、貨幣単位や度量衡のように、尺度となって世界の分節化に資する制度が含まれるだろう。「それ以外」範疇に含まれる制度に関して＜制度→当事者行為＞の連鎖が確定できないのは自明であるから、ここでは考察を前者に集中する。

ここでの問題は、「規則」範疇に含まれる制度において、＜制度→当事者行為連鎖＞のパターンを確定させることが果たして可能かどうかということである。およそ規則が「Xであるならば

⁷ 宇仁 [9] および梁 [21] は、＜長期雇用＞＜間接金融＞という制度の組み合わせが経済を安定化させるという仮説を日本および韓国について実証し、藤田 [20] はその仮説に関するモデル分析を行った。これらの研究では、当事者の行動ルールそのものを、雇用・資金調達の制度であると規定しているので、まさに(1)のケースに該当すると考えられる。特定の制度の組み合わせが経済の安定化に寄与するという事態を、比較制度論の先行研究と同様に彼らも「制度補完性」と呼んではいるものの、彼らの研究は＜制度→成果＞図式の不確定性の問題を回避し得ているという点で、先行研究とは異なっているという点に留意すべきである。

⁸ ただし、かかる言明が規則であるとする本稿の立場に対しては、異論・反論があり得るだろう。例えば盛山 [14] によれば、こうした言明は規則を表現したものであるに過ぎず、規則とはこうした言明を生み出す「理念的實在」であるという。筆者は盛山の見解に同意するし、そうであるならばなおさら、＜制度(規則)→当事者行為連鎖＞というパターンを確定させることは難しくなるだろう。なぜなら盛山のように考えるならば、規則もまた上述の「それ以外」範疇に含まれることになるからである。しかしここでの議論の主眼は、規則を、上述の言明のように狭く規定したとしてもなお、＜制度(規則)→当事者行為連鎖＞というパターンを確定させることは難しいということを示すことにある。

Yをせよ」という形式をとっているとすれば⁹、これに従うべき当事者には、Yという条件を満たすことのみが期待されている。その意味で規則は、行為を消極的に規定するに過ぎないと考えられる。そのため、規則下であるといっても、当事者はなお、多様な行為連関を生み出さうだろう。例えば、A社もB社ともに、不況下でも直ちには雇用調整を行わないという雇用慣行に従っているとしても、異なる人事政策をとることは十分ありうる。その結果、A社では従業員のモチベーションを維持し得たため、景気回復後の業績を向上させたものの、B社では従業員のモチベーションを下げたため、業績悪化に見舞われた、といった事態が生じることは全く不思議ではない。したがって、たとえ「規則」範疇に属する制度であっても、＜制度→当事者行為連関＞のパターンを確定させることは難しいであろう⁹。

3.2 派生する研究課題

以上の簡単な検討より、＜制度→当事者行為＞の連関が確定できないという事態は、必ずしも例外とは言えないことが判明する。制度に制約されながらも、諸当事者は一定の自由度を持って行為するものと考えられるわけである。そうであるならば当然、制度経済学において当事者は正当な位置を与えられる必要がある¹⁰。すると同時に、「当事者にとって制度とは何か」「制度にとって当事者とは何か」という問いが浮かび上がってくるだろう¹¹。当事者に自由度があるからといって、彼らが制度の制約下にあることは明白であるし、しかも、制度は当事者の意図・行為によって正統化されるということもまた明らかである。したがって、制度と当事者の相互構成関係を軽視することはできないはずである。本稿はこの問題に答えることは出来ないが、ここでは比較制度論にとって重要と考えられる実証研究の簡単な方向性を、2点に限って与えてみたい。

3.2.1 当事者内部の制度: その一例としての企業内制度

比較制度論は、雇用や金融にかかわる制度のように、経済全体にかかわる制度から各国の経済成果を説明しようとしてきたが、この試みには大きな問題があるということは、これまで論

⁹ 塩沢 [12] は、制度とはマイクロ行為とマクロ総過程が展開する文脈を与えるものであるから、同じ制度下であっても異なる「マイクロ・マクロ・ループ」が展開しても不思議ではないとする。それゆえ、本稿のここまでの議論は、塩沢の「マイクロ・マクロ・ループ」論に矛盾なく位置づけられる。

¹⁰ この点において、青木 [3] が制度を「共有された予想の自己維持的システム」(self-sustaining system of shared beliefs)として概念化していることは、当事者の意図・行為を正当に位置づけるべきだと考える本稿にとって、学ぶべき方向性を示している。しかし同時に、上述のような制度概念をとりながら、青木 [3] が「ドメイン」間の制度的補完性を論じていることは矛盾ではないのかという疑問は存在する。なぜなら、本稿の検討を踏まえるならば、研究者が＜制度→成果＞のパターンを知らない限り、少なくとも注(5)の定義の形では制度的補完性は定義できないはずだが、当事者の意図・行為を考慮するならば、そのパターンを研究者が知ることは困難だからである。

¹¹ Granovetter [31] は、主体の行為が「社会構造」(=制度)によって完全に規定されているという見方を *oversocialized explanation* と呼び、反対に、主体の行為は何物にも拘束されていないという見方を *undersocialized explanation* と呼んだ。多くの比較制度論は、事実上前者の立場に立っているとされる。本稿がここまで述べてきたのは、前者のような見方に対する批判だが、だからといって逆の極論である後者に傾斜するのは適当ではないだろう。

¹² 当事者が個人の場合、当事者内部の制度とは、大きくは思考習慣を意味する。事実ヴェブレンにおいては、思考習慣も制度として理解されている。

じたとおりである。そうした制度の制約下で、各当事者が内部にどのような制度¹²を発展させてきたのかを理解することによって、〈制度→当事者行為〉の連関、言い換えれば、当事者にとって経済全体の制度がどのような意味を持ったのかを知ることが出来るだろう。なぜならば、当事者内部の制度は、経済全体の制度の制約下で、当事者がどのように創造的に行為連鎖を生み出してきたのかに関する「痕跡」に他ならないと考えられるからである。

とりわけ比較制度論が焦点を当てるべき一領域は、企業内制度であると思われる。自明なことだが、各企業は部門業績管理、原価管理、研究開発管理、販売管理、人事管理など、多岐にわたって企業内部に制度を形成している。こうした制度とその具体的運用が、当該企業の経済成果にとって重要であることは言うまでもないが、これら企業内制度形成が、企業外部の経済制度との関係で論じられる必要があろう。こうした企業内制度の実証研究によって、ある具体的な経済制度が持つ意味をより豊かに理解できるようになると考えられる。

例えば、従来の典型的な理解では、「長期雇用→企業特殊の技能蓄積→漸進的イノベーション」というように、〈制度→技術・技能蓄積→経済成果〉というロジックによって現象の説明が与えられることが多かった。しかし、技術・技能が蓄積されたからと言って、それが直ちに成果に結実するわけではなく、それらを事業に結びつける経営戦略・経営管理が重要である。したがってもし、〈制度→経営戦略・管理→経済成果〉というあるロジックを、企業内制度の実証研究から発見できれば、重要な意味を持つだろう。

ここで留意されるべきことは、ロジックを新たに発見するといっても、決して、普遍的に該当する「制度→成果」という被覆法則（covering law : Hempel [33]）的なものは期待されていないということである。ここで期待しうることは、事例横断的に適用可能な汎用的概念の構築であって、当該の〈制度→経営戦略・管理→経済成果〉連関は、あくまで可能な展開のひとつに過ぎないということである¹³。一例を挙げると、沼上 [18] は、雇用や原材料取引が長期固定的な日本の制度環境の方が、それらが流動的な米国のケースよりも、新技術への技術転換が早まるという論理的可能性を、液晶ディスプレイ技術の形成史を丹念にフォローすることによって発見し、これを「柔軟性の罫」として概念化した。この、「日本型制度→技術転換の前倒し」という連関は、常に観察されるとは限らないが、そのような連関が生じる可能性が少なくともあるということである。

3.2.2 制度進化:「発言」(voice) オプションによる制度進化の解明

制度変化も〈進化〉の範疇で捉えうるものとしばしば目される (e.g., 塩沢 [13])。〈制度→成果〉という連関が不確定である以上、「成果が劣る制度は淘汰され、より優れた成果をもたらす制度が生き残る」というような自然選択 (natural selection) 過程を含む、単純な制度進化論を正当化することは困難である。さらに、上述のような、(研究者にとっての、ではなく) 当事者にとっての制度の意味を考慮するならば、制度進化はより注意深い扱いを必要とするだろう。その上で留意しておくべきことは、仮に当事者がある制度に関して不満を抱いたとしても、「当該制度の廃棄→新たな制度の模索」という経路を辿るとは限らないということである。興味深い一例は、制度自体は持続していても、それが当事者たちにとって有する意味が全く変わってしまっているというケースである。例えば、ドイツの職業訓練システムは当初、社会民主主義

¹³ この主張については、徳丸 [15] で詳細に論じているから、ここでは繰り返さない。

的な労働運動に対抗する目的でビスマルク政権が導入したものだだったが、現在では逆に、組織労働者の利害にかなったシステムとなっている¹⁴。したがって、たとえある制度が持続しているからといって、必ずしも、当事者たちにとって当該制度が常に同じ意味・意義を持ち続けたとは限らないわけである。むしろ、当事者たちが当該制度を、自分たちに有意義なものとして位置づけ直したがゆえに当該制度が持続しているというケースが存在することを、この事例は示している。

この事例の含意を一般化するならば、当事者がある制度に関する不満を抱いている場合に、当該制度からの「離脱」(exit)によって不満を解決する方法のみならず、当該制度に関する「発言」(voice)によって不満を解決する方法も可能だということである (cf. Hirschman [34])。したがって、Hirschman [34] が強調するように、経済学のロジックで扱いやすいのは前者の「離脱」オプションの方ではあるものの、「発言」オプションによる制度進化の解明を等閑視してもよいということにはならないだろう¹⁵。

4 結びに代えて

以上本稿では、従来の比較制度論の大きな問題の一つは、当事者の意図・行為を欠いている点にあるということを示した。その上で、当事者の意図・行為に焦点を当てた研究方向で考えられる実証研究の課題を例示した。当事者の認識と研究者の認識とを明確に峻別すべきという視角は、経済学にとって決して新しいものではない。この視角は例えば、進化論を経済学に導入することの可否をめぐる1950年代末に行われた有名な論争¹⁶の参加者に強く意識されている。すなわち Penrose [37] は、各企業は、客観的な環境そのものに制約を受けるのではなく、正確には、環境に対して各企業が主観的に形成する「イメージ」(image)によって行動を制約されるのだと論じて、「経済学者は諸企業の環境条件を知っているのだから、たとえ諸企業がデタラメに行動したとしても、自然淘汰の議論を援用すれば、どの企業が生き残るかを予測できる」とする Alchian [23] への批判の一論点とした。また Nelson and Winter [35] は、各企業固有の無数の「ルーティン」によって企業行動はなされていると考え、その認識をベースにモデルを構築している。ここで Penrose [37] および Nelson and Winter [35] はもちろんのこと、Alchian [23] もまた、当事者の認識を明示的に組み込んだ理論構成をとっていることは明らかであろう。

ところで、もし仮に、当事者の意図・行為を抜きにして〈制度→成果〉の連関を考えること

¹⁴ この過程の政治経済学的な分析は、Thelen [38] を参照。このように、ある制度の意味合いが転換されるという形での制度変化の一機構を、彼女は conversion と呼び重視している。同様の構図は多数見られるであろうが、興味深い一例を挙げると、現在の日本では、週休二日制は労働側の利益にかなった制度であることは自明視されているが、週休二日制を初期に導入した松下電器では、導入を先導したのは経営側であって、労働組合は平日の残業を促す制度だと見なして反対していたのである。この conversion の過程に関する詳細な分析として、岩田 [8] を参照。

¹⁵ 既に述べたように、戦後日本企業で長期雇用が維持されてきたといっても、当事者に何らの不満もなく単に持続してきたわけではない。むしろ労務管理のシステムを持続的に再構築し、雇用制度の運用が「能力主義」的に大きく変わってきたという事実が重要であろう。換言すれば、「発言」オプションが大に行使されたものを見るべきである。

¹⁶ この論争に関しては、詳しくは徳丸 [16] を参照のこと。

ができるならば、実証研究の大きな課題の一つは、(諸)制度が予想通りの成果を生み出しているかどうかを統計的に検証するということになろう。本稿には、こうした計量的研究の妥当性について検討する準備はない。しかし、本稿が示したように、当事者の意図・行為を抜きにして<制度→成果>の連関を考えることは困難であるならば、実証研究の課題・方法について再考する必要があることは確かである¹⁷。本稿では、そうした研究課題のうちのいくつかを例示しておいた。

もちろん筆者には、制度経済学に関する理論的問題を本格的に検討する準備はないし、実証研究の方法に関して本格的に論じる準備もない。それらは、理論家・学史家の手に委ねられるべき問題だと考えている。その意味で本稿は、ある問題を解明したというより、問題提起に留まっているだろう。むしろ、以上のような認識に基づく実証研究を具体的に行うことが、筆者にとっての大きな課題である。

参考文献

- [1] 青木昌彦, 1988, 『日本経済の制度分析』筑摩書房。
- [2] 青木昌彦・奥野正寛編, 1996, 『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会。
- [3] 青木昌彦, 2001, 『比較制度分析に向けて』NTT出版。
- [4] 伊藤実, 1988, 『技術革新とヒューマン・ネットワーク型組織』日本労働協会。
- [5] 石田光男, 1990, 『賃金の社会科学』中央経済社。
- [6] 磯谷明德, 2004, 『制度経済学のフロンティア』ミネルヴァ書房。
- [7] 磯谷明德, 2006, 『旧制度派経済学』、進化経済学会編『進化経済学ハンドブック』共立出版。
- [8] 岩田憲治, 2006, 『人事労務管理制度の形成過程』学術出版会。
- [9] 宇仁宏幸, 2005, 「雇用制度と金融制度の補完性とマクロ経済的安定性」、『経済論叢別冊 調査と研究』31, 1-14。
- [10] 尾高煌之助, 1991, 「企業特殊の技能の実相」、『経済研究』42, 289-295。
- [11] 熊沢誠, 1993, 『新編 日本の労働者像』筑摩書房。
- [12] 塩沢由典, 1999, 「ミクロ・マクロ・ループについて」、『経済論叢』164, 1-73。
- [13] 塩沢由典, 2006, 「概説」、進化経済学会編『進化経済学ハンドブック』共立出版。
- [14] 盛山和夫, 1995, 『制度論の構図』創文社。
- [15] 徳丸宜穂, 2005, 「『進化経済学』と実証研究：理論的研究と「実証研究」方法論とのくずれをどう考えるか?」、『名古屋商科大学論集』50, 187-193。
- [16] 徳丸宜穂, 2006, 「ネルソン・ウインターとそれ以降」、進化経済学会編『進化経済学ハンドブック』共立出版。
- [17] 日本生産性本部, 1991, 『米国の技術者・日本の技術者：技術者のキャリアと能力開発』日本生産性本部。
- [18] 沼上幹, 1999, 『液晶ディスプレイの技術革新史』白桃書房。
- [19] 野村正實, 1994, 『終身雇用』岩波書店。
- [20] 藤田真哉, 2005, 「労働市場の制度的調整とマクロ経済の安定性との連関」、『経済論叢別冊調査と研究』31, 15-29。
- [21] 梁峻豪, 2005, 「1980年代以降の韓国における制度的補完性とマクロ経済的安定性の変化：『韓国的フォーディズム』・金融危機・新自由主義的経済改革」、『経済論叢別冊 調査と研究』31, 30-51。
- [22] ルイス・A・ディ・マルティノ, 1996, 「日本における技術者の労使関係」、R・ボワイエ・山田鋭夫編『ラポール・サラリアル』藤原書店。
- [23] Alchian, A. A., 1950, Uncertainty, evolution, and economic theory, *Journal of Political Economy* 58, 211-221.
- [24] Amable, B., 2003, *The Diversity of Modern Capitalism*. Oxford University Press. (山田鋭夫・原田裕治ほか訳『五つの資本主義』藤原書店)
- [25] Boyer, R., 2004, *Une Théorie du Capitalisme est-elle Possible?* Odile Jacob. (山田鋭夫訳『資本主義 VS 資本主義：制度・変容・多様性』藤原書店)
- [26] Boyer, R., 2005, Coherence, diversity, and the evolution of capitalisms: the institutional complementarity

¹⁷ 進化経済学における実証研究という、関連する課題については、簡単ではあるが、徳丸 [15] で検討してある。

- hypothesis, *Evolutionary and Institutional Economics Review* 2, 43-80.
- [27] Casper, S. and Mataves, C., 2003, Institutional frameworks and innovation in the German and UK pharmaceutical industry, *Research Policy* 32, 1865-1879.
- [28] Casper, S. and Soskice, D., 2004, Sectoral systems of innovation and varieties of capitalism: explaining the development of high-technology entrepreneurship in Europe, in Malerba, F. ed., *Sectoral Systems of Innovation: Concepts, issues and analyses of six major sectors in Europe*. Cambridge University Press.
- [29] Casper, S. and Whitley, R., 2004, Managing competences in entrepreneurial firms: a comparative institutional analysis of Germany, Sweden and the UK, *Research Policy* 33, 89-106.
- [30] Coriat, B. and Weinstein, O., 2004, National institutional frameworks, institutional complementarities and sectoral systems of innovation, in Malerba, F. ed., *Sectoral Systems of Innovation: Concepts, issues and analyses of six major sectors in Europe*. Cambridge University Press.
- [31] Granovetter, M., 1985, Economic action and social structure: The problem of embeddedness, *American Journal of Sociology* 91, 481-510.
- [32] Hall, P. A. and Soskice, D. eds., 2001, *Varieties of Capitalism: The Institutional Foundations of Comparative Advantage*. Oxford University Press.
- [33] Hempel, C. G., 1965, *Aspects of Scientific Explanation*. Free Press. (長坂源一郎訳『科学的説明の諸問題』岩波書店)
- [34] Hirschman, A. O., 1970, *Exit, Voice, and Loyalty: Responses to Decline in Firms, Organizations, and States*. Harvard University Press. (矢野修一訳『離脱・発言・忠誠：企業・組織・国家における衰退への反応』ミネルヴァ書房)
- [35] Nelson, R. R. and Winter, S. G., 1982, *An Evolutionary Theory of Economic Change*. Belknap Press of Harvard University Press.
- [36] Nelson, R. R. ed., 1993, *National Innovation Systems: A Comparative Analysis*. Oxford University Press.
- [37] Penrose, E. T., 1995, *The Theory of the Growth of the Firm*, 3rd edn. Oxford University Press.
- [38] Thelen, K., 2004, *How Institutions Evolve?: The Political Economy of Skills in Germany, Britain, the United States and Japan*. Cambridge University Press.
- [39] Tokumaru, N., 2005, Codification of technological knowledge, technological complexity, and division of innovative labour: A case from the semiconductor industry in the 1990s, in Finch, J. and Orillard, M. eds., *Complexity and the Economy: Implications for Economic Policy*. Edward Elgar.
- [40] West, J., 2000, Institutions, information processing, and organization structure in research and development: evidence from the semiconductor industry, *Research Policy* 29, 349-373.
- [41] Whitley, R., Developing innovative competences: the role of institutional framework, *Industrial and Corporate Change* 11, 497-528.